

# 裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（概要）

（最高裁判所事務総局 R2.12.4）

## 対策のポイント

- 専門家の助言を得て、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた、リスク態様に応じたメリハリの利いた感染防止対策についての考え方を整理（全国の裁判所に周知し、各庁において、地域の実情に即して検討）
- 感染拡大防止と、司法機関としての適切な機能維持を図るため、各地域における感染状況の推移の下で、取組を強化すべき点は強化を図るとともに、リスク態様に応じて一定の緩和を含めてメリハリをつけ、全体として適切な対策を実施していく。

### 取組の強化

- ・主たる感染経路とされる飛沫感染の防止対策として極めて重要なマスク着用の徹底
- ・各種感染防止対策の前提として、体調不良の職員・当事者等の登庁・来庁を回避することを確保（特に、感染力の高い発症初期）
- ・感染リスクの高い場面（マスクを着用しない食事等の場面）における対策の強化

### 一定の緩和を含めた適切な対策

- ・傍聴席や、消毒の態様等
- 今後、社会情勢の変化、新たな専門的知見の蓄積等に応じて適時に見直す。

## 基本的な対策と具体的な取組の例

### 1 マスク着用の徹底

- ・職員のマスク着用の徹底
- ・来庁者へのマスク着用の要請（ウェブサイト、ポスター、連絡文書等による案内）



### 2 体調不良者がいないことを確実に

- ・職員の体調不良時には登庁を差し控えることの周知徹底
- ・来庁者に、体調不良時には来庁を控えていただくよう協力依頼（ウェブサイト、連絡文書等による案内）



### 3 三つの密の回避

- ・一般傍聴席の密の回避（1席空け）
- ・手続室（法廷、弁論準備手続室、調停室等）の使用上の配慮（できるだけ広い部屋を選択、人と人との間に1メートル程度の距離確保、1時間に1回換気、必要に応じパーティションの設置）
- ・裁判手続における配慮（事案に応じた電話会議・ウェブ会議の利用、出頭人数の調整）



### 4 手洗い・消毒

- ・職員及び来庁者への手洗い・手指消毒の励行（ポスター等による案内）
- ・庁舎内における手指消毒薬の設置
- ・不特定多数が共有して飛沫が直接付着しうる部分等を消毒



### 5 特に感染リスクが高い場面での対策

- ・マスクを着用しない昼食等の場面での対策（食事中の会話を控える、会話する場合はマスクを着用、着席位置は正面や真横を避ける。）
- ・業務後の大人数での会食等を避けるよう注意喚起

